

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容		倭町小江戸ひろば利用の制限
根拠法令等及び条項		栃木市倭町小江戸ひろば条例第4条
処分基準	根拠条項	栃木市倭町小江戸ひろば条例第4条
	参考事項	栃木市倭町小江戸ひろば条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 栃木市倭町小江戸ひろば条例抜粋 (利用の制限) 第4条 市長は、小江戸ひろばを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を拒否し、又は退場を命ずることができる。 (1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、小江戸ひろばの管理上支障があるとき。	